

## 感染症対策のための職員の衛生・健康体調管理

職員は、定期的健康診断（年1回、胸部レントゲン撮影含む）等を行い、自身の予防接種歴の確認や日々の健康状態を把握するとともに、各種感染症をさける生活習慣、特に、食生活をこころがけます。具体的には、肉類の生食、生かきなどを避け、十分に加熱調理したものを喫食するなどの配慮が必要です。感染症や食中毒予防のため、検便の対象者は必ず提出してください。

また、職員が感染症に罹患した場合は、周囲への感染拡大防止の観点から勤務の停止が必要になる場合があります。勤務復帰の時期等については、嘱託医や主治医の指示を受けるなどし、施設長と十分に相談して、適切な対応をとりましょう。

### （1）日々のみだしなみと注意事項

（調理従事者は「調理室の衛生管理の手引き（第3版）」を参照すること）

- ・勤務中及び勤務前後の手洗いを徹底する。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐がある場合は、速やかに医療機関を受診し、周りへの感染対策に気を配る。
- ・下痢、嘔吐の症状があったり、化膿創がある場合は、食物を直接取り扱わない。
- ・咳等の呼吸器症状がある場合は、マスクを着用する。
- ・感染源となるもの（尿、便、吐物、血液等）の安全な処理方法を徹底する。
- ・自分の予防接種歴や感染症の罹患歴を把握しておく。
- ・勤務中は、清潔な服装と頭髪を心がける。
- ・爪は短く切る。

### （2）職員検便について

#### ア. 検便項目および対象者

- ①赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌（O26・O111・O157）の5項目
  - ・調理従事者（非常勤職員を含む）
  - ・調理に従事する可能性のある者（主任保育士等）
- ②腸管出血性大腸菌（O26・O111・O157）の3項目
  - ・調乳担当保育士（非常勤職員を含む）
  - ・調乳に従事する可能性のある者（フリー保育士等）

新規採用調理士等で検便結果がでるまでは、洗浄作業や事務に従事し、飲食物に直接接触する業務には従事しないようにしましょう。

#### イ. 検便回数

- ・月1回 実施

ただし、6～10月の間は、月2回実施。月2回実施のうち1回の検査項目は、腸管出血性大腸菌（O26・O111・O157）の3項目のみ（ア. ①の対象者も含め、全員3項目となる）

## ウ. 検便提出先

業者名 ( )  
TEL: \_\_\_\_\_

※年度により、提出先が変更されることがあります。ご確認ください。

## エ. 検便提出方法【公立保育所の場合】

①保育所で、ア. 検査項目数別にイ. 対象者をまとめてウ. 専用封筒に対象者全員の分を入れて、エ. 提出日に発送してください。

②各保育所検査項目別に年間17回（郵送料金込みの価格）で依頼しています。

※どうしても遅れて提出する場合は、専用封筒以外の封筒（定形外封筒）に切手を貼って郵送してください。（早急に行ってください）

※採便容器には保存薬液が入っているため、提出予定日の2～3日前から採取することができます。従って、便秘や旅行中等は未提出の理由になりません。対象者は必ず提出してください。

### ※陽性反応後の再検便を業者へ送付する場合

検体袋、封筒の両方の表に、赤字で「送付日」「再検査」と必ず記入する。  
定形外封筒に切手を貼って郵送する。

## (3) 職員定期検便の陽性（保菌）者・下痢おう吐症状等への対応

定期検便にて「陽性」が判明した場合、施設長は、本人の健康状態（下痢等の症状の有無）を確認してください。陽性反応を示した項目別に、次の対応をとってください。なお、陽性が判明した場合、洗浄作業や事務に従事し、飲食物に直接接触する業務はしないでください。

## ア. 赤痢菌・腸管出血性大腸菌の陽性者対応の流れ

① 施設長⇒本人の体調確認

プライバシー等の問題（人権問題）も含め周りの職員への配慮をする。

誰もがなりえることであるという理解を得る。

② 陽性者は医療機関の診察を受け、医師の指示に従う。

医師から保健所保健課へ届出がある。

③ 原則、居住区の区保健センター保健師、衛生監視事務所監視員等により、感染症法・食品衛生法に基づいて、感染の広がりや原因を調査するために本人や家族の健康状況等の聞き取りが行われる。また調理従事者には、就業制限がだされる。（就業制限は、陰性が確認されれば解除される。その他、具体的な制限内容は、保健所〔区保健センター〕の指示に従うこと）

⇒0歳児を担当している場合は、就業制限の対象でなくても、業務内容について考慮すること。

④ 健康調査の結果に基づき施設等への対応について決定される。

内容により、勤務先施設への立ち入り（所管区の区保健センターより連絡）があり、必要であれば（入所児・職員の健康状態によって）施設の消毒、検便等が行われる。

⑤ 区保健センターの指導に従い、その指導内容については、幼保事業課に報告のこと。

## イ. サルモネラ菌の陽性者対応の流れ

### 下痢等の症状がある場合

- ① 医療機関の診察を受け、医師の指示（抗菌剤を服用するなど）に従う。
- ② 症状が治まれば、下記の流れに従う。

### 下痢等の症状がない場合

- ① 1日おきに検便を実施し、2回連続して陰性の結果が得られた場合は、自然除菌されたものとし、通常の調理業務に復帰する。
- ② 2回連続して陰性になるまでの間は、洗浄作業や事務に従事し、飲食物に直接接触する業務には従事しない等、施設長の指示に従う。
- ③ 陽性が続く場合は、かかりつけ医師などの診察を受け、指示に従う。  
★医師から抗菌剤服用の指示があった場合は、服用終了後、速やかに検便提出し、2回連続して陰性の結果が得られた場合は、通常の調理業務に復帰する。

サルモネラ菌は、50%の患者で症状回復後2～4週間の排菌がみられ、また10～20%の患者では排菌が数か月にも及ぶとされています。（自然排菌時間が長引く人もいますので、その場合は、速やかに医師の診察を受けましょう）

## ウ. 調理従事者に下痢または嘔吐症状のある場合の対応（ノロウイルス対応）

下痢または嘔吐症状がある場合は、「ノロウイルス」に罹患していることを想定し、下表に基づき、施設長の指示に従う。

区分	従事制限等の対応
調理従事者本人に下痢または嘔吐症状がある場合	<ol style="list-style-type: none"><li>① 感染症胃腸炎流行時に、下痢または嘔吐症状がある場合は、ノロウイルスに罹患している可能性があるため、洗浄作業や事務に従事し、飲食物に直接接触する業務には従事しない。施設長は、医療機関受診を促す。</li><li>② 【公立保育所の場合】<u>幼保振興課へ連絡する。</u></li><li>③ ノロウイルスに罹患していることを前提に行動することが必要なので、症状が治まっても、1週間程度は洗浄作業や事務に従事し、飲食物に直接接触する業務は控える。 ※通常調理業務の復帰にあたっては、施設内食中毒の発生防止のために、RT-PCR法による検査を行い、陰性を確認することが望ましい。</li></ol>
調理従事者の同居家族等に下痢・嘔吐症状のある場合	家族の症状が治まるまでは、下処理や洗浄作業、事務業務に従事する。

【公立保育所の場合】

- 調理従事者の業務復帰のための検便についてはRT-リアルタイムPCR法とする。
- 症状が治まってから1週間後に1回目の検便を行う。その後、3日間あけて検査をし、陰性になるまで検査を行う。
- 調乳担当者については、ノロウイルス感染が疑われる場合、症状が治まってから1週間程度は調乳作業を控えること。